

視察研修（出張）報告書


2026年 2月 16日

十日町市議会議長 様

会派名 新成会

代表者氏名 星名大輔

下記のとおり、視察（出張）が終了したので報告します。

	代表者 確認印		経理 責任者	野沢浩平
報告者	①野沢浩平 ②俵山裕			
期間	2026年1月26日～2026年1月28日			
調査（出張） 事項及び 訪問先	①静岡県掛川市（静岡県掛川市長谷1丁目1-1）			
	②静岡県浜松市（静岡県浜松市中央区松島町2552-1）			
参加者	星名大輔、野沢浩平、俵山浩、福崎哲也			
①	<p>【視察研修（出張）の目的】 世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の取組について</p> <p>【市政との関連性】 米作りが基幹産業の当市と、お茶の生産が盛んな掛川市は、同じ農業分野において、今後の持続可能な取組が求められています。</p> <p>【視察研修（出張）の概要】 ・1月27日10：00～12：00 掛川市役所内において、世界農業遺産「静岡の茶草場農法」の取組について、掛川市産業経済部 お茶振興課の係長と主事から説明を伺いました。</p> <p>掛川市は、静岡県の西部、静岡県の二大都市、静岡市と浜松市の間に位置しています。人口約109,000人、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、お茶やイチゴなどの農業の他、製造品出荷額も多い商工業都市です。特に、深蒸し茶の産地として知られる掛川市は、郊外には美しい茶園風景が広がり、お茶工場からはお茶を蒸す甘い匂いや火入れの芳香が漂います。段状に広がる風景は、当市の中山間地にある棚田に似た風景を感じます。茶草場農法とは、地区ごとに管理する茶草場で刈ったススキやササを干したものを、茶園の間に敷き込む伝統農法で、茶の</p>			
				

味や香りが良くなると言われています。これまで百年以上続けており、その結果として自然環境のバランスが保たれ、稀有な動植物の生育地になった事が評価され、2013年に世界農業遺産「静岡の茶草場農法」に認定されています。

掛川の深蒸し茶は、濃厚なコクとまろやかな甘み、鮮やかな緑色が魅力で、全国茶品評会において全国最多26回の掛川市産地賞を受賞しています。近年は煎茶だけでなく、掛川産の抹茶や和紅茶も増えています。

「世界農業遺産」の認定数は、2026年現在、世界29か国104地域に存在します。日本では15地域が認定されています。静岡県はこの「茶草場農法」の他、「静岡水ワサビの伝統栽培」が認定されています。ちなみに新潟県では由一「トキと共生する佐渡の里山」が2011年に認定されました。

掛川市の農業産出額は年間152億円で、そのうち茶の農業産出額は27億円、全体の約18%を占めています。農家の数は約500戸。近年は、急須を使わない手軽なペットボトルの普及により、価格の高い一番茶の需要が減少しています。その為、安定した収入が得られず、また、茶草場農法は、通常の栽培より手間がかかる作業であること、また、高齢化が進み、生産者数はこの10年間で6割減少しました。安定した収入の確保と、後継者の育成が今後の大きな課題となっています。

掛川市では、お茶振興のために市役所内に「産業経営部お茶振興課」を設置し、需要に応じた茶生産への転換、消費者ニーズに対応した商品開発、著名なアーティストとコラボした掛川茶のブランド力強化、効果的な情報発信、また有機栽培支援の推進に力を入れ、年間40億円を目標に取り組んでいます。また、お茶は、感染症予防、免疫力UP, リラックス効果、老化予防、認知症予防等、健康効能があることが海外からも評価され始め、輸出額はこの10年間で5倍に増えました。



【視察研修（出張）の成果、市政への反映等】

・安定した収入の確保及び後継者の育成は、当市においても共通な課題です。ブランド化、有機栽培、海外輸出など、「生産」、「流通」、「消費」まで一貫した消費者ニーズに合わせた施策の推進は、米の生産振興においても参考になると考えます。

②

【視察研修（出張）の目的】

下水処理センターの包括的民間委託について

【市政との関連性】

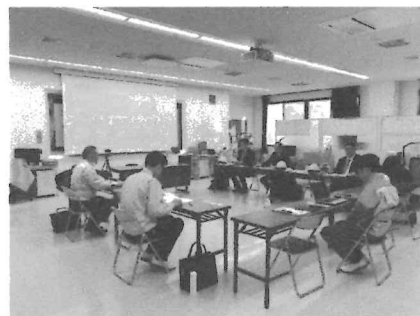
日本初の下水道処理施設の包括的民間委託を採用し、取り組まれたことに関して、これまでの概要及び成果並びに今後の展開について先進地調査を実施し、当市の下水道事業進展に資するため

【視察研修（出張）の概要】

静岡県浜松市は、平成30年4月から我が国初の下水道事業における「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」に基づく公共施設等運営事業に取り組み、コンセッション方式を導入、今年度で8年目を迎えました。コンセッション方式とは、利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者に設定、運営権者側は原則として利用者から収受する利用料金により事業を運営する方式です。

浜松市は、平成17年の市町村合併に伴い静岡県で整備、維持管理されていた西遠流域下水道処理区域が、移管されることを機にコンセッション方式に取り組み、平成28年4月に県から事業移管がされました。事業移管までに組織のスリム化に取り組みられ移管に伴い従事する職員定数をはじめとするコスト等の縮減も検討されました。

平成28年5月に公募を開始、2者から応募があり平成29年3月に1者を事業者選定され、平成29年10月に浜松ウォーターシンフォニー株式会社と契約締結を行い現在に至っています。選定された事業者の提案では、20年間で約86億円のコスト縮減効果が見込まれています。コスト



縮減効果については、施設老朽化に伴う計画的な更新や耐震化事業の推進、過去の下水道整備に伴う企業債償還金の増加への対応などに取り組んでいました。

コンセッション方式では、既存施設に対して継続的な投資と維持管理が行われ、20年間の事業期間を常に適切な監視（モニタリング）を行う必要があり、運営権者によるセルフモニタリング、市によるモニタリング及び客観的かつ専門的知見を持つ第三者機関とし日本下水道事業団によるモニタリングを実施し、適切な運営、業務が履行されているか監視されています。内容は、要求水準により、月毎、四半期毎、年度毎に分け定期的に実施しており、結果は、誰が見てもわかりやすい形式で表現され「事態が見える化」することで、事業の透明性を確保、公益的な姿勢など、常に市民（利用者）の立場に立ったものとなっていました。

モニタリングは、199項目延べ1094件での適合判定内容で書類、会議体、現場による確認により実施され、現在、不適合等はない状況でした。成果は、経営・改築・維持管理の三部門に区分され、運営の状況に関して評価、確認されています。

経営部門では、資金繰り予定表などにより、計画的な資金繰りと適正な入出金管理を行っているか確認されるほか、保全費（修繕費、委託費）、ユーティリティー費（薬品費、水道光熱費、電力費）の運営経費をはじめとする予算と実績の差異分析、実施体制等の経済的業務が確認されていました。

改築部門は、設計及び工事における管理業務が適切に行われているか確認されました。改築は、市と運営権者が契約した事業期間中に業務を実施するものであり、発注、監督業務を行っているかなど改築業務について確認されていました。また、改築は国の交付金対象工事を実施するため、市のストックマネジメント計画との整合、会検検査も見据え交付金が適切に執行されるかなども確認されていました。



維持管理部門では、放流水質、臭気等の環境項目やエネルギー使用量を適切に管理し、処理施設の維持を適切に行っていることや、施設機能を維持するために点検・修繕が適切に行われていることなど維持管理業務確認がされていました。

コンセッション方式の導入効果として、運営権者自らが修繕する内製化や点検項目の見直しなど維持管理コストの削減、実施体制では組織のスリム化による人員削減など経営の効率化、サービスの品質向上の点で成果が表れていました。また、過去のモニタリング結果から課題も明確になっていました。職員の異動に伴うモニタリング体制の変更、縮減したコストに対する取扱いなど、今後、協議を重ねて課題解決に向け取り組む必要もあると認識しました。



【視察研修（出張）の成果、市政への反映等】

国は、ガイドライン整備において、ウォーターPPPをはじめとする官民連携が促進されています。浜松市が導入したコンセッション方式を含む官民連携は、有効的手法ではありますが、当市の下水道事業には、処理規模から導入するには厳しいように思われました。浜松市西遠処理区は、約46万人、日200,000m³処理に対して、当市は十日町処理区で、約3万人、日10,000m³で、浜松市の20分の1であるため、今後の人口などの推移をしっかりと検証して行かなければなりません。

包括的民間委託では、「官」「民」との連携で人員の削減、コストの縮減など様々な効果が得られることができるようですが、市の全体計画、社会情勢等を踏まえ、適正かつ持続可能な事業運営について考慮する必要があると感じました。